

給与支払報告 にかかるとる給与所得者異動届出書  
特別徴収

※ 処理 事項	1. 現年度	2. 新年度

**[1]異動があった場合は、すみやかに提出してください。**  
※税額変更通知書は、届出を受理した翌月中旬に発送しますので、特別徴収の開始月は余裕を持ってご記入ください。

年 月 日 魚津市長あて	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒	特別徴収義務者 指 定 番 号											
		名 称	宛 名 番 号											
		代 表 者 の 氏 名	担 当 者	係	氏 名									
		職 法 人 番 号 又 は 個 人 番 号	電 話											
給 与 所 得 者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 事 由	(ウ)の未徴収税額の 徴収方法	異 動 年 月 日						
フリガナ				月分から		1. 退職 2. 転勤 3. 休業 4. 育児休業 5. 死亡 6. 会社解散 7. 徴収方法変更 8. 就職 9. その他 [ ]	1. 特別徴収 a. 継続 → [3]欄へ b. 開始 [ ]月分 2. 一括徴収 → [2]欄へ (退職時に全額徴収) 3. 普通徴収 → [2]欄へ (本人が納付)	年 月 日						
氏名	(旧姓) 明大 年 月 日生			月分まで	普通徴収切替期別									
個人番号	(1月1日現在の住所を必ず記入願います)				普通徴収 [ ]期から切替希望									
旧住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)				※納期限を過ぎたものは、特別徴収への切り替えができません。									
現住所	同上 不明		円	円	円									

**[2]未徴収税額〔1〕欄の(ウ)について、一括徴収または普通徴収する場合は、記入してください。**  
※1月1日から4月30日の期間に退職される場合は、本人の申出がない場合でも残税額を一括徴収することが義務づけられています。

1. 一括徴収 する場合	給与又は退職手当 等の支払予定日	一括徴収予定額	左記徴収予定額は下記分で納入します。		備考欄
	月 日	円	月分 ( )	月10日納期分)	
2. 一括徴収 できない 場合	理 由	1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出がないため			
		2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記ウの額)を超える退職金などの支払がないため			

**[3]転勤等による特別徴収届出書**  
※転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合、前勤務先で〔1〕の欄を記入し、新勤務先へ回送願います。新勤務先では、〔3〕の欄を記入し送付してください。

月割額	円	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒	特別徴収義務者 指 定 番 号	新 規									
[ ]月分 から徴収し 納入します。			名 称	法 人 番 号 又 は 個 人 番 号											
受給者番号		代 表 者 の 職 氏 名 印	担 当 者	係	氏 名										
給与支払方法及びその期日		払込を希望する金融機関 の 所 在 地 及 び 名 称	電 話												

ご注意  
「未特別徴収に切り替えるが、本人にできる納税額は、納期限を過ぎない普通徴収税額に限り、四月末・十月末・一月末に納税してください。」